

第93回 電気用品調査委員会 議事要録

1. 開催日時:平成27年6月23日(火) 13:30 ~ 16:00

2. 開催場所:(一社)日本電気協会 4階 会議室

3. 出席者:(順不同, 敬称略)

<委員(委員代理出席者含む)> 39名

大崎委員長 [東京大学]
本松副委員長 [(一社)日本電機工業会]
近藤幹事 [(一財)日本品質保証機構]
澁江幹事 [(一社)日本配線システム工業会]
飛田委員 [東京都地域婦人団体連盟]
北村委員 [(独)産業技術総合研究所]
山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]
安部委員 [電気保安協会全国連絡会]
岩田委員 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
後藤委員 [塩化ビニル管・継手協会]
笠原委員 [(一社)日本自動販売機工業会]
岡田委員 [(一社)日本冷凍空調工業会]
野田委員 [全日本電気工事業工業組合連合会]
與野委員 [(株)UL Japan]
平田委員 [(一社)電線総合技術センター]
小田委員 [(一財)VCCI協会]
吉岡委員 [(一社)日本電気協会]
山本委員 [日本暖房機器工業会]
中尾西村委員代理 [(一社)日本電設工業協会]
由利福島委員代理 [(一社)日本厨房工業会]
藤田副委員長 [電気安全全国連絡委員会]
山田副委員長 [(一財)電気安全環境研究所]
佐野幹事 [(一社)電子情報技術産業協会]
稲葉幹事 [溶接鋼管協会]
伊藤委員 [(一財)日本消費者協会]
藤倉委員 [(一財)電気安全環境研究所]
早田委員 [電気事業連合会]
高坂委員 [(一社)日本電線工業会]
辻田委員 [日本電熱機工業協同組合]
長内委員 [日本ヒューズ工業組合]
土屋委員 [(一社)日本陸用内燃機関協会]
丹沢委員 [全国金属製電線管附属品工業組合]
下川委員 [(一社)インターホン工業会]
柘平委員 [テュフ・ラインランド・ジャパン(株)]
淡路谷委員 [(一社)電池工業会]
阿部委員 [テュフズードジャパン(株)]
佐々木委員 [(一社)日本電気制御機器工業会]
大浦委員 [(一社)日本ホームヘルス機器協会]
鈴木水野委員代理 [日本プラスチック工業連盟]

<委任状提出委員> 8名

鳥井委員 [(独)科学技術振興機構]
内橋委員 [(一社)日本照明工業会]
上山委員 [(一社)日本アミューズメントマシン協会]
山口委員 [(一社)日本玩具協会]
酒井委員 [(一社)電気学会]
佐藤委員 [(一社)日本写真映像用品工業会]
池場委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]
泉委員 [(一社)KEC 関西電子工業振興センター]

<参加> 17名

遠藤課長補佐 [経済産業省 製品安全課]
長澤専門職 [経済産業省 製品安全課]
住谷 [(一財)電気安全環境研究所]
吉田 [(一社)日本電機工業会]
大野 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
齋藤 [(一社)電気設備学会]
長田 [(一社)日本配線システム工業会]
北村 [第26小委員会]
石倉小田課長代理 [(独)製品評価技術基盤機構]
佐々木係長 [経済産業省 製品安全課]
村上部長 [東京消防庁 予防部]
鈴木 [(一社)日本照明工業会]
金子 [(一社)日本電機工業会]
井上 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
小綿 [(一財)日本規格協会]
田中 [第32-2小委員会]
今井 [第26小委員会]

<事務局> 2名

荒川, 古川, 齊藤 [(一社)日本電気協会]

4. 配付資料

- ・資料 No.1 第 92 回 電気用品調査委員会 議事要録(案)
- ・資料 No.2 平成 26 年度電気用品調査委員会事業報告(案)
- ・資料 No.3 平成 26 年度決算(案)
- ・資料 No.4-1 電波雑音部会の検討の概要
- ・資料 No.4-2 雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準(J 規格)の適用の考え方
- ・資料 No.5-1 平成 27 年度 別表第十二採用 JIS / J 規格等 審議計画(案)
- ・資料 No.5-2 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(小委員会承認後)
- ・資料 No.5-3 別表第十二に提案する規格の概要 (家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント JIS C 8282-1)
- ・資料 No.5-4 別表第十二に提案する規格の概要 (低電圧ヒューズ JIS C 8269-1)
- ・資料 No.5-5 別表第十二に提案する規格の概要 (低電圧ヒューズ JIS C 8269-2)
- ・資料 No.5-6 別表第十二に提案する規格の概要 (配線用つめ付きヒューズ JIS C 8313)
- ・資料 No.5-7 別表第十二に提案する規格の概要 (配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ JIS C 8319)
- ・資料 No.6-1 別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(JIS 発行後)
- ・資料 No.6-2 別表第十二に提案する規格の概要 (アーク溶接装置 JIS C 9300-11)
- ・資料 No.6-3 別表第十二に提案する規格の概要 (アーク溶接装置 JIS C 9300-12)
- ・資料 No.6-4 別表第十二に提案する規格の概要 (アーク溶接装置 JIS C 9300-13)
- ・資料 No.6-5 別表第十二に提案する規格の概要 (白熱電球類の安全仕様 JIS C 7551-1)
- ・資料 No.7 別表第十二 表 3 J1000 遠隔操作を有するものに対する要求事項の改正案
- ・資料 No.8-1 第 7,20,55 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電線工業会
- ・資料 No.8-2 第 34 小委員会審議結果報告書(光源デバイス・照明器具関係) (一社)日本照明工業会
- ・資料 No.8-3 第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電機工業会 技術部
- ・資料 No.8-4 第 59/61/116,72 小委員会審議結果報告書 (一社)日本電機工業会 家電部
- ・資料 No.8-5 第 23-1 小委員会審議結果報告書 (一社)日本配線システム工業会
- ・資料 No.8-6 第 23-2 小委員会審議結果報告書 (一社)電気設備学会
- ・資料 No.8-7 第 108 小委員会審議結果報告書 (一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
- ・資料 No.8-8 第 1,3,25 小委員会審議結果報告書 (一財)日本規格協会
- ・資料 No.8-9 第 89,104 小委員会審議結果報告書 (一財)日本規格協会
- ・資料 No.8-10 第 101 小委員会審議結果報告書 (一財)日本電子部品信頼性センター
- ・資料 No.8-11 第 2,15,22,77,85,112 小委員会審議結果報告書 (一社)電気学会
- ・資料 No.8-12 第 37-2,51 小委員会審議結果報告書 (一社)電子情報技術産業協会
- ・資料 No.8-13 第 26 小委員会審議結果報告書 (一社)日本溶接協会
- ・資料 No.9-1 前回の電気用品調査委員会以降の電気用品の技術基準に関する動き
- ・資料 No.9-2 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について(抜粋)

5. 議事概要

議事概要を以下の(1)～(13)に示す。

(1) 委員の加入及び委員交代並びに委員会の成立に関する報告について

a. 事務局より、以下に示す委員の新規加入及び委員交代について報告を行った。

- ・一般社団法人 日本ホームヘルス機器協会 大浦 委員 (新規)
- ・塩化ビニル管・継手協会 橋爪 委員 → 後藤 委員
- ・一般社団法人 日本照明工業会 泥 委員 → 内橋 委員
- ・一般社団法人 日本電気制御機器工業会 和田 委員 → 佐々木 委員
- ・一般財団法人 VCCI 協会 佐竹 委員 → 小田 委員

b. 事務局より、第93回電気用品調査委員会が成立している旨の報告を行った。

*第93回電気用品調査委員会の出席委員数については、総数48名に対し、代理出席3名を含め、計39名である。欠席者9名については8名が議決を委員長に委任しており、合計47名の出席及び委任がある。以上により、規約第4条にある全委員数の2/3(33名)以上の出席を充足しており、本委員会は成立している。

(2) 大崎委員長の挨拶

- ・大崎委員長挨拶の後、議事に入った。

(3) 前回議事要録(案)確認 <事務局>

- ・『第92回電気用品調査委員会 議事要録(案)』について、事務局から事前に配付したものに対しコメント等はなかった旨を報告し、本議事要録案は承認された。

(4) 平成26年度電気用品調査委員会事業報告(案)について <事務局>

- ・事務局より、資料No.2に基づき説明を行い、意見・質問等はなく承認された。

(5) 平成26年度決算(案)について <事務局>

- ・事務局より、資料No.3に基づき説明を行い、承認された。以下の質疑応答があった。質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q；予算の欄の「収支差額（端数処理による差）」とはどういうことか？

A；予算は、千円単位で記載しているが、収入の分担金予算は、消費税抜きでは2,205,560円なので、四捨五入して2,206千円と予算上記載した。そのため、収入と、支出に千円の差が生じるので「収支差額（端数処理による差）」の欄を設けて収入と支出の金額を合わせている。

(6) 電波雑音部会 からの報告 <電波雑音部会長（一財）電気安全環境研究所 山下氏>

山下部会長より、資料No.4-1及びNo.4-2に基づき、「雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準（J規格）の適用の考え方」の改定概要について説明がなされた。説明後、以下の質疑応答が行われ、承認された。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q1；No.4-2のP1に「別表第十二に安全規格が追加されるまで適用できない。それまでは、別表第一～別表第十一までの当該規定が適用される。」と注記があるが、既に安全規格がある場合には、どのように考えればよいのか？

A 1 ; 別表第十二に既に安全規格の存在するものは、別表第十二を使用することができるので、安全規格のある配線器具については、J55001 を適用することになる。

Q 2 ; 「半導体メモリー(USB メモリー, カードメモリー等)を使用した機能について言及していない場合は、この機能については雑音の強さの規定は適用しない。」とあるが、これは他に規定があるものと考えてよいのか？

A 2 ; 主に AV 機器において、録音再生用に半導体メモリーを使用するものがある。国際規格も含め規格が製品に追いついていない面もあり、メモリーを使用したときの条件を明確になっていない。そのため、適用規格で条件が明確にされていない場合、雑音の強さの要求は一般的な AV 機器と同様に扱うことを意図している。

Q 3 ; 半導体メモリーを使用した製品は多く存在するのか？

A 3 ; 該当するものは主に AV 機器であり、ラジカセや DVD プレーヤー等に用いられるケースが多い。半導体メモリーを使用した記録, 再生, 複写等の機能を有する製品は、AV 機器以外にほとんど存在しない。

(7) 解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を検討する JIS について (小委員会承認後)

＜解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏＞

- ・住谷部会長より、資料 No. 5-1~5-2 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望する JIS の概要について説明がなされた。その後、各小委員会事務局から表 1 に示した規格について説明がなされた。審議の結果、提案は承認された。

表 1 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧 (小委員会承認後)

タイトル	規格番号
家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：一般要求事項	JIS C 8282-1
低電圧ヒューズー第 1 部：一般要求事項	JIS C 8269-1
低電圧ヒューズー第 2 部：専門家用ヒューズの追加要求事項 (主として工業用のヒューズ)	JIS C 8269-2
配線用つめ付きヒューズ	JIS C 8313
配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ	JIS C 8319

○配付資料の修正

(資料No.5-2 について)

- ・ JIS C 8269-1 の版が「第 X 版 20XX」と記載されているが、「第 4 版(2006)Amd. 1(2009)Amd. 2 (2014)」に修正する。また、IEC との差違欄は、「なし」に修正する。
- ・ JIS C 8269-2 の版が「第 X 版 20XX」と記載されているが、「第 5 版(2013)」に修正する。また、IEC との差違欄は、「なし」に修正する。
- ・ JIS C 8313 及び 8319 については、該当する IEC がいないため、IEC との差違欄は、「あり」→「一」に修正する。

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q 1 ; 今回審議の対象となるヒューズの中で直接消費者が取り扱うものはあるか？また、電気店などで一般の消費者が購入するようなことはあるのか？

A 1 ; 家庭用の遮断器はノーヒューズブレーカーになっているので、一般の消費者が直接ヒューズを取扱うことはほとんどない。

Q 2 ; JIS C 8269-1 においては、第 2 版から第 4 版への変更はないのか？

A 2 ; 資料No.5-4 の資料において、＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞及び＜主な改正点＞が記載する必要があった。国際規格とのデビエーションはないが、技術的な内容として、絶縁性能において試験電圧値を見直しているため、第 2 版から第 4 版への変更点を主な改正点として資料に追記することとした。

資料No.5-5 の資料においても主な改正点を記載することとした。内容的には、JIS C 8269-2-1 になかった IEC で追加されたスタンダードシートのヒューズを追加したことが主な改正内容であるが、これらは、日本にはないが海外で使用されているため影響はない。なお、元となる IEC では IEC 60269-2 (要求事項) と IEC 60269-2-1 (形状及び特性などのスタンダードシート) に分かれていたが、IEC の改正により、二つの規格が IEC60269-2 として一つになったため、JIS C 8269-2 にも JIS C 8269-2-1 を組み込む形で一つとしたことで、JIS C 8269-2-1 を廃止することにした。

(8) 解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を検討する JIS について (JIS 発行後)

＜解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所 住谷氏＞

・住谷部会長より、資料 No. 6-1 に基づき、電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を希望する制定、改正後の JIS のうち、JIS C 9300-11, -12, -13 は既に小委員会承認後の委員会において承認済みであるため報告事項とする旨説明があり、JIS C 7551-1 については提案時期が合わず、小委員会承認後の委員会審議なしで JIS 発行後の審議となる旨の説明があった。その後、各小委員会事務局から表 2 に示した規格について報告及び説明がなされ、今後、整合規格としての採用を国へ提案することを承認した。

表 2 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧 (JIS 発行後)

タイトル	規格番号
アーク溶接装置－第 11 部：溶接棒ホルダ	JIS C 9300-11
アーク溶接装置－第 12 部：溶接ケーブルジョイント	JIS C 9300-12
アーク溶接装置－第 13 部：溶接クランプ	JIS C 9300-13
白熱電球類の安全仕様－第 1 部：一般照明用白熱電球	JIS C 7551-1

○配付資料の修正

(資料No.6-2 について)

・審議中に問題となったことの欄において、「光生物学駅安全性評価」とあるが、「光生物学的的安全性評価」に修正する。

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q：質問，C：コメント，A：回答】

- Q 1 ; 300℃を 250℃に見直すことについては、IEC 自体に反映する活動をするのか？
- A 1 ; IEC に反映する活動はしていない。
- Q 2 ; 300℃を 250℃に見直すことでどのような影響があるのか？
- A 2 ; IEC で規定する溶接棒ホルダと国内で使用されている溶接棒ホルダの形状が異なっている。そのため、日本の溶接棒ホルダの形状をタイプ J として追加している。IEC の場合、ハンドル部分が溶接棒部分までを覆う形状をしているが、国内で使用しているタイプ J の溶接棒ホルダは、溶接棒部分とホルダ部分が離れた形状をしている。そのため国内で使用されている溶接棒ホルダは高温にはならないので、IEC 60974-7（アーク溶接機器－第 7 部：トーチ）のハンドル部耐熱温度 250℃を参考に、本ホルダについてもこれと同じ規格値にて安全上問題ないと判断し、一般的な樹脂耐熱温度の 250℃とした。
- Q 3 ; 資料No.6-5 において「JIS との差異」という項目があるが、JIS との差異がある場合だけ記載するという認識でよいか？
- A 3 ; 「JIS との差異」を記入する欄には「有り」「無し」を選択する様式となっているが、ほとんどの規格がなく、やむを得ない場合を除き JIS との差異はなるべくなくすこととしたいので、今後は JIS との差異がある場合に限り記載することとしたい。ただし、電球類や蛍光灯類においては同様に記載される予定である。
- Q 4 ; 過去に JIS との差異があって認めているケースはあるのか？
- A 4 ; 製品安全規格としては初となる。しかし、試験方法において JIS の一部を採用することはあった。
- Q 5 ; 表示の部分を今回適用しないこととした場合、どのような表示をするかは製造者判断ということになるが安全上問題はないのか？
- A 5 ; JIS 原案の作成段階で消費者の方からの意見を基に附属書 JA を作成し「規定」とした経緯があり、製造者としては今まで通り充実をさせた表示をしていく予定である。
- Q 6 ; 附属書 JA の表 JA.1 に指示文章の例と理由が記載されているが、表示される場合には文章化をして理由がわかるようにするということが原則であると思うが、表示面積など制約がある場合についても審議はされているのか？
- A 6 ; 「警告」の区分に関しては、シンボル記号と指示文章まではそのまま表示することを製造者としては確保している。「注意」の区分については、指示文章を短くするような工夫や、理由のみを表示することで項目を減らしたり、行数を減らすなど、「警告」と「注意」の重みづけで使い分けをしている。
- C 1 ; 「注意」の区分についてもなぜ注意すべきなのかが明確にしてほしい。長い文章が記載できないのであれば、理由が明確になるように工夫していただきたい。「警告」でないから表示を省略するということがないようお願いしたい。
- ⇒省略をする場合でも、「〇〇のため、□□の危険があります。」というような記載をするように指導をしているところであるが、再度徹底して継続させていきたい。

(9)解釈検討第 2 部会 別表第十二 表 3 J1000 規格の改正案について

＜解釈検討第 2 部会長（一財）電気安全環境研究所 住谷氏＞

・住谷部会長より、資料 No.7 に基づき、別表第十二 表 3 J1000 規格の改正案の概要について説明がなされた。説明後、以下の質疑応答が行われ、承認された。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

- Q 1 ; P9 c の(a)配線器具には調光器は含まれるのか？

- A 1 ; 今回は別表第四と別表第八に合わせることにしたので、今回の見直しで新たな改定はしていない。調光器は別表第八となるので、規定上は(b)となるが、電気用品調査委員会で審議した「固定配線用の点滅器及び調光器の遠隔操作機構に関する試験方法 平成 26 年 7 月 2 日」を適用できると考えている。そのため、J1000 の解釈改正と同時に解説で手当することを考えている。
- C 1 ; 現在、別表第十二の遠隔操作の要求は J1000 として IEC とは異なる形で外だしされているが、今後は家電機器の JIS C 9335 シリーズに遠隔操作の規定が取り入れられるので、将来的に J1000 をどうするか改めて考える必要がある。
- しかし、JIS C 9335 シリーズは規格数が多いため全て揃うまでに 3 年程度かかる見込みである。その間 J1000 を改正して、別表第四及び第八の要求と別表第十二の要求の整合性を確保する必要がある。
- Q 2 ; JIS C 9335 シリーズへの遠隔操作の規定の取り入れの進捗状況は？
- A 2 ; 第 89 回電気用品調査委員会（平成 26 年 3 月 12 日）で審議した IEC 60335-1(第 5.0 版)には J1000 の一部が含まれており、個別規格は日本電機工業会を中心に次々と改正 JIS が提案される予定である。さらに、審議中の IEC 60335-1(第 5.2 版)では J1000 の内容に限りなく近づいている。
- Q 3 ; P13 の「引用規格」や「用語の定義」は削除となるのか？
- A 3 ; 別表第四と別表第八には規定されていないため、削除することとした。
- Q 4 ; P7 の「インパルスノイズ」において、加えるパルスの条件が明確でないため、試験の実施が難しいのではないかとパルス波形には、矩形波やノコギリ波など波形によってエネルギーが異なってくるので条件が明確でないと試験結果にバラつきが出てしまう。
- A 4 ; 今回の提案としては、J1000 を別表第四と別表第八の内容と合わせただけである。その他の部分に変更していない。ご指摘の部分の条文は古くから規定されているものである。
- Q 5 ; 現状はどのように試験を行っているのか？
- A 5 ; インパルス試験は日本特有の試験方法であり、国際規格はない。また、あまり細かい規定が無い。しかし、インパルス試験装置の日本での製造者は 1 社しかなく、現状の規定で特に問題なく試験できている。ご指摘の試験波形によって試験エネルギーが異なることについては、矩形波で試験を行っている。
- Q 6 ; 意見を踏まえてこの場で修正する必要があるか？
- A 6 ; インパルス試験については、別表第四と別表第八も見直す必要があるため、基準の整合性の観点からこの場で修正することはできない。別表第四と別表第八のインパルス試験の改正の可否については別途議論が必要となる。
- C 2 ; 今回の議論は、議事要録に残し、今後の検討に反映することにしたい。

(10)各小委員会からの報告及び質疑応答

- ・資料No.8-1～8-13 に基づき、各小委員会より報告があった。

質疑応答の概要を示す。【Q：質問，C：コメント，A：回答】

- a. 第 7, 20, 55 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電線工業会>
- ・報告に対する意見，質問等はなかった。

- b. 第 34 小委員会審議結果報告書 (光源デバイス・照明器具関係) <(一社)日本照明工業会>

Q ; 「日本国内の事情を配慮し、安全性を確保する前提で、賛成・コメント有り」で回答した」と記載があるが、どのような国内事情があるのか？

A ; IEC サイドにおいて器具の表示や注意文について、排除や採用を考えていないところがあり、

国内で様々な使用状況がある中で、器具とランプの区別ができるようにしたいという意図で日本から提案している。IEC では蛍光ランプ自体の普及や形態のバリエーションが日本ほどはないことが根底にあると思われる。

- c. 第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 技術部>
・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- d. 第 59/61/116, 72 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本電機工業会 家電部>
・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- e. 第 23-1 小委員会審議結果報告 <(一社)日本配線システム工業会>
・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- f. 第 23-2 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気設備学会>
・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- g. 第 108 小委員会審議結果報告書 <(一社)ビジネスマシナリー・情報システム産業協会>
・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- h. 第 1, 3, 25 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本規格協会>
・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- i. 第 89, 104 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本規格協会>
(事務局代読) ・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- j. 第 101 小委員会審議結果報告書 <(一財)日本電子部品信頼性センター>
(事務局代読) ・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- k. 第 2, 15, 22, 77, 85, 112 小委員会審議結果報告書 <(一社)電気学会>
(事務局代読) ・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- l. 第 37-2, 51 小委員会審議結果報告書 <(一社)電子情報技術産業協会>
(事務局代読) ・報告に対する意見, 質問等はなかった。
- m. 第 26 小委員会審議結果報告書 <(一社)日本溶接協会>
(事務局代読) ・報告に対する意見, 質問等はなかった。

(11) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について<事務局>

- ・事務局より, 資料 No.9-1, 9-2 に基づき, 第 92 回委員会で承認された, 「解釈別表第四 (コンセント・プラグの過熱事故防止) 」, 「解釈別表第八 (観賞魚用ヒータの空焚き防止試験) 」, 「電波雑音に関する J 規格の制改正及び解釈別表第十」の改正要望及び「別表第十二への採用を要望する JIS 14 件」について, 提案書を経済産業省に提出した旨の報告を行った。意見・質問等は特になかった。

(12) 次回の開催日程について<事務局>

- ・次回の『第 94 回 電気用品調査委員会』は, 以下の予定で開催することとした。

日時: 平成 27 年 11 月 12 日 (木) 13:30~

場所: 未定

以上で, 本日の審議を終了し, 散会した。

— 以 上 —